

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

税金の端数計算

Q: 税金の納付額を計算する場合、端数はどこまで計算するのでしょうか。

A: 原則は、課税標準額については1,000円未満の端数切捨て、税額の確定金額については100円未満の端数切捨てとなります。

【解説】

税金の納付額を計算するとき、端数計算に戸惑うこともあると思います。国庫の出納は、その時の流通貨幣の最低単位まで行われることが原則ですが、国税の納付の容易化、徴収事務の簡素合理化などを目的として、端数金額の処理が定められています。

税の端数計算には、課税標準額の端数計算と確定金額の端数計算の2つがあります。

まず、課税標準額については、1,000円未満の端数を切り捨てることとなります。ただし、源泉所得税（退職所得の申告がされている場合の退職所得及び年末調整に係るものを除く）及び相対売買を除く有価証券取引税については1円未満の端数切捨て、登録免許税については1,000円未満の端数切捨てですが全額1,000円未満は1,000円となります。

課税標準額に税率を乗じて算出した確定金額は、100円未満の端数を切り捨てます。ただしこの場合も、課税標準額と同じように、源泉所得税、有価証券取引税、年末調整による不足額については1円未満の端数を切り捨てることになり、登録免許税については100円未満の端数切捨てですが全額1,000円未満は1,000円となります。

